

証券コード 4425

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号

K u d a n株式会社

代表取締役CEO 項大雨

## 第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請される状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号  
「新宿ファーストウエスト」 3階
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類の監査結果報告の件
  2. 第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項 

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://kudanir.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://kudanir.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  4. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  5. 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ  
新型コロナウイルス感染症への感染の可能性が懸念されております。  
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。  
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第 1 号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」令和元年法律第70号附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を定めるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条 (条文省略)	第1条～第17条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
<u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第19条～第40条 (条文省略)</p> <p>第 8 章 附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第19条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 3 条</u> 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第 2 号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数には変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

資本金の額を887,861,892円減少し、また、資本準備金の額を2,195,848,608円減少し、減少する資本金及び資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

### 2. 剰余金の処分の内容

上記1.の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本剰余金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち2,463,596,925円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 2,463,596,925円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 2,463,596,925円

### 3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日

2022年8月31日

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	おおの ともひろ 大野 智弘  (1969年11月22日)	1993年6月 アンダーセン・コンサル ティング東京事務所（現 アクセンチュア株式会 社） 入社 2000年5月 Andersen Consulting UK （現Accenture UK） 転籍 2002年3月 SN Systems Limited（英 国） 入社 2005年4月 株式会社S Nシステムズ 代表取締役就任 2006年5月 Zen United Limited（英 国） 設立 取締役 2011年1月 KAYAC EUROPE LIMITED （現 Kudan Limited） 設 立 代表取締役（現任） 2014年11月 当社 設立 取締役 2014年12月 当社 代表取締役（現 任）	2,994,400株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	こう だいう 項 大雨 (1984年 8月30日)	2009年 4月 トヨタ自動車株式会社 入社 2014年 9月 マッキンゼー・アンド・ カンパニー東京支社 入 社 2016年11月 当社 入社 2017年 7月 当社 取締役COO就任 2020年 7月 Arteisense Corporation 取締役CEO就任(現任) 2020年11月 当社 代表取締役CEO就 任(現任)	29,800株
3	いいづか けん 飯塚 健 (1980年11月 3日)	2005年12月 新日本監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法 人) 入所 2015年 6月 当社 取締役CFO就任 2019年 9月 Kudan Funds 株式会社(現 Kudan Vision株式会 社) 代表取締役就任(現 任) 2021年 6月 当社 取締役就任(現任)	6,000株
※ 4	なかやま こうへい 中山 紘平 (1985年 1月25日)	2007年 4月 新日本監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法 人) 入所 2015年 9月 Ernst & Young GmbH 及び Mitsubishi International GmbH出向 株式会社 Blue Planet-works 入社 2019年 7月 当社 入社 2021年 6月 当社 執行役員CFO就任 (現任)	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
5	しばた ゆうすけ 柴田 裕亮 (1982年 8月 5日)	<p>2005年 3月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>2010年 9月 野村証券株式会社出向</p> <p>2015年 5月 株式会社エポラブルアジア(現 株式会社エアトリ) 取締役CFO就任</p> <p>2019年 1月 株式会社エポラブルアジア(現 株式会社エアトリ) 代表取締役CFO就任</p> <p>2020年 1月 株式会社エアトリ 代表取締役社長兼 CFO 就任(現任)</p> <p>2021年 6月 当社 社外取締役就任(現任)</p>	-

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 柴田裕亮氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在、柴田裕亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 柴田裕亮氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な知見を有しており、上場会社の財務執行責任者としての豊富な経験を有しており、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する経験を当社取締役会におけるモニタリングに活かし、当社経営の意思決定の健全性の確保・経営監督の強化のために有益なご意見や率直なご指摘を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、柴田裕亮氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害(争訟費用を含みます。)を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。各候補者のうち大野智弘氏、項大雨氏、飯塚健氏及び柴田裕亮氏は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。



第 4 号議案 監査等委員である取締役 1 名選任の件

監査等委員である取締役の美澤臣一氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
みさわ しんいち 美澤 臣一 (1960年 6 月22日)	1984年 4 月 西武建設株式会社 入社 1989年 4 月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社) 入社 1997年 7 月 ディー・ブレイン証券株式会社 設立 代表取締役社長 1999年 7 月 トランス・コスモス株式会社 入社 事業企画開発本部副本部長 2000年 6 月 同社 取締役 2001年 4 月 同社 常務取締役事業推進本部長 2002年10月 同社 専務取締役 2004年 4 月 同社 専務取締役CFO(最高財務責任者) 2006年 5 月 コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 2008年 9 月 株式会社マクロミル 社外取締役 2009年 7 月 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役(現任) 2011年 7 月 株式会社ザッパラス 社外取締役(現任) 2013年 6 月 ミナトエレクトロニクス株式会社(現 ミナトホールディングス株式会社) 社外監査役 2014年 3 月 JIG-SAW株式会社 社外監査役 2015年 6 月 当社 社外取締役 2016年 3 月 JIG-SAW株式会社取締役監査等委員(現任) 2019年12月 株式会社ワンキャリア 社外監査役(現任) 2020年 6 月 当社 監査等委員である取締役(現任)	40,000株

- (注) 1. 美澤臣一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 美澤臣一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在、美澤臣一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定です。
3. 美澤臣一氏は、過去に上場会社の財務執行責任者を務めるなど豊富な経験を有しており、財務並びに会計の知見及び企業経営に関する経験を活かして当社取締役会におけるモニタリングを行う等の役割を果たしていただくことができるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって7年（うち監査等委員である取締役として2年）となります。
4. 当社は、美澤臣一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、機械（コンピュータやロボット）の「眼」に相当する人工知覚のアルゴリズムの研究開発とライセンス提供を行っております。人工知覚は機械の「脳」に相当する人工知能と並び相互補完するDeep Tech（深層技術）として、機械が自律的に機能できるように進化させる技術です。

当社グループの基幹技術は、独自のSLAM（Simultaneous Localization and Mapping）技術であり、機械が動きながらリアルタイムでの位置認識と地図作成を行うものです。2021年3月期には、当業界における当グループの優位性を強化するため、同研究分野を世界的にリードしている独ミュンヘン工科大学発のArtisense Corporation（本社：米国カリフォルニア州、以下アーティセンス社）をグループ会社化しました。これにより、アーティセンス社の独自技術である次世代アルゴリズム（直接法SLAM）や、人工知覚と人工知能の融合技術（GN-net）等を販売ラインナップに加え、より幅広い顧客ニーズへの対応を強化しました。加えて、顧客の開発プロセスを短縮化する開発パッケージ（VINS）をアーティセンス社から市場投入し、最終製品の早期化を後押しすることで製品ライセンス売上の拡大を見込んでおります。中長期でのロボティクス・自動運転領域の発展と社会変化を見据えて、より革新性の高い人工知覚技術をアーティセンス社と共同で推進してまいります。

経営体制については、グローバルにおける機動的な執行及び短期と中長期の二軸経営の強化を目的として複数代表取締役体制の採用をしております。これにより代表取締役CEOの項大雨がアーティセンス社を含む当社グループの事業経営を統括し、代表取締役大野智弘は同じく創業メンバーであるCTO John Williamsと共に中長期の成長に向けた次世代Deep Techへの投資や新領域強化を目指します。

事業戦略については、ロボティクス関連産業の発展と人工知覚技術の市場拡大が急激に進むことを見据えて、代替や置き換えが困難なアルゴリズム層への集中を行っております。中長期的には、最終製品の普及にともなう製品ライセンス売上の拡大を目指しており、市場成長性が極めて高い自動制御ロボット・自動運転自動車・モバイルセンサー・デジタルマップ等の領域を中心に、製品化確度が高い案件の大型化に注力しております。加えて、販売戦略として、人工知覚と補完性が高いセンサ・半導体企業、システムインテグレータ、技術商社との提携拡大を通して、販売チャンネルとラインナップの拡大を進めてまいりました。

2021年3月期は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研究開発スケジュールの一部遅延や、顧客都合の予算凍結・延期が一時的に発生したことにより、売上が減少しました。一方で、2021年3月期第4四半期以降は、アーティセンス社の新製品（VINS）の提供開始を含む研究開発の進捗や上述の提携拡大・関係強化による販売チャンネル・ラインナップの拡充により、顧客案件の受注及び事業進捗の回復基調が継続しております。また、人と人の交流や共同作業を要しないオペレーションの省人化やリモート化需要が全ての産業で急増しており、特に、物流・製造・建設・小売等の領域におけるロボティクス・自動運転・ドローン等の自動化技術のニーズ増大が顕著であります。この影響により、足元での顧客製品化に向けた案件は着実に進捗しており、中長期的には特定の技術領域や産業での利用に限定されない幅広い範囲でのSLAM産業の高成長及び当社グループ技術の社会実装に伴う収益機会の拡大を引き続き見込んでおります。

2022年3月期は、顧客製品化に向けた開発案件のフェーズ進捗に伴う収入増加及びより幅広い適用領域での案件拡大により、売上の回復基調を継続しております。一方で、アーティセンス社の期中損益の取り込み等の持分法による投資損失、及び将来技術の獲得目的を考慮し、業績見通しを保守的に見積もり、アーティセンス社の子会社化に伴うのれん全額の評価損を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高271,959千円、営業損失は433,078千円、経常損失は681,217千円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,237,129千円となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年12月10日付で、アーティセンス社の株主を割当先とする第三者割当による当社の新株式発行（現物出資）の方法により、アーティセンス社の普通株式6,800,229株及び優先株式7,724,511株（議決権の数：14,524,740個）を新たに取得し、同社の議決権所有割合合計100.0%を保有することとなりました。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期 (当連結会計年度)
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売 上 高 (千円)	376,111	456,343	127,864	271,959
経 常 利 益 (千円) (△損失)	103,532	△12,341	△1,575,840	△681,217
親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失) (千円)	103,242	△29,320	△1,608,900	△2,237,129
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) (△損失)	15.35	△4.17	△214.97	△283.74
総 資 産 (千円)	931,006	1,402,334	1,540,339	770,149
純 資 産 (千円)	892,134	923,858	1,458,458	637,985

- 注 1. 第7期より連結計算書類を作成しております。第5期及び第6期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に行われたものとして、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。

(6) 主要な事業内容、主要拠点等

当社グループは、AP（人工知覚）技術の研究、開発及び販売等を主たる事業内容としております。

当社グループの主要拠点は、以下のとおりであります。

①当社

東京都渋谷区（本社）

②子会社等

K u d a n V i s i o n株式会社：東京都渋谷区

Kudan Limited：Bristol, United Kingdom

Artisense Corporation：California, USA

Artisense GmbH：Munich, Germany

(7) 重要な子会社等の状況(2022年3月31日現在)

名称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Kudan Limited	100英ポンド	100.0%	AP(人工知覚)技術の研究開発
K u d a n V i s i o n 株式会社	100,000円	100.0%	有価証券の取得、保有及び運用並び に投資業
Artisense GmbH	25,000 ユーロ	100.0% (100.0%)	AP(人工知覚)技術の研究開発

注 出資比率の () 内には、間接保有割合を内数で記載しております。

(8) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
43名	5名増

注 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は含みません。

(9) 対処すべき課題等

当社グループの対処すべき課題等は、以下の項目と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、現時点において、当社が判断したものです。

① 開発体制の強化

当社グループにとっては、基盤技術及びソフトウェアの開発が不可欠であり、卓越した能力と専門分野を超えた応用力をもつ人材の確保、育成が必要と考えております。当社グループは、アーティセンス社との共同研究開発、新規採用を含む施策によりこのような人材の育成及び確保に努めてまいります。

② 内部管理体制の強化

当社グループは、当社が2011年1月設立の成長段階にある会社であり、また日本法人において英国子会社・米国子会社・独国子会社の管理を遠隔で行っているため、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。また、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業容の拡大を図るためには、内部管理体制の拡充を進める必要があります。事業の急速な拡大等に、十分な内部管理体制の構築が追い付かないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

③ 全世界へのKudanSLAMの認知度向上

当社グループが従来より築いてきたAP（人工知覚）における専業独立企業としての独占的なシェアとポジションを維持・強化するとともに、今後も高い成長率を持続していくためには、全世界において「KudanSLAM」の認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。当社グループの技術がインフラストラクチャーになるべく、先端技術企業が集積する北米におけるlidar等のセンサーメーカー・半導体メーカー・各種先端技術企業等とのパートナーシップの拡大、中国・日本における通信企業・自動車メーカー・ロボットメーカー等とのパートナーシップの拡大等、引き続きグローバルでの事業開発体制の構築を推進してまいります。

④ アーティセセンス社との事業統合

アーティセセンス社との事業統合による市場シェア・ポジションの強化が、当社グループの中長期における飛躍的な成長において必要不可欠であると考えております。代表取締役CEOである項大雨がアーティセセンス社取締役CEOを兼任することにより、Kudan SLAMとは異なるDirect Visual SLAMという別アプローチによる次世代アルゴリズムに加えて、Gaussian-Newton net (GN-Net) と呼ばれる深層学習との融合技術を強みとするアーティセセンス社とのグループ一体としての技術連携を加速し、アルゴリズム性能の更なる向上の実現を図るほか、より高度な技術応用と市場の開拓・拡大を目指してまいります。

(10) 主要な借入先及び借入額(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
- (2) 発行済株式総数 8,230,067株
- (3) 株主数 8,714名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大野 智弘	2,994,400株	36.38%
UNION BANCAIRE PRIVEE	795,600株	9.67%
CACIES	303,453株	3.69%
高橋 秀明	150,000株	1.82%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	104,300株	1.27%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	95,500株	1.16%
国際航業株式会社	63,700株	0.77%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	54,800株	0.67%
DBS BANK LTD 700170	51,000株	0.62%
日本アジアグループ株式会社	50,000株	0.61%

注1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社代表取締役である大野智弘氏から、2022年4月11日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、当社株式を3,864,700株所有している旨の報告を受けております。上記大株主の状況は2022年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しておりますが、当所有株式数の差異は、資金借入に対する株式担保設定によるものであります。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概況

名 称	第2回 新株予約権	第5回 新株予約権
新株予約権の数	8個	120個
保 有 人 数	取締役（監査等委員を除く） 1名	取締役（監査等委員を除く） 1名
目的となる株式の種類及び数(注)	普通株式 1,600株	普通株式 24,000株
新株予約権の行使価格	80,000円	80,000円
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～ 2026年6月24日	2019年3月31日～ 2027年3月13日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員等であること（相続人による行使は認めない）	同左

注 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該分割による調整後の数であります。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	大野智弘	Kudan Limited 代表取締役
代表取締役	項大雨	CEO Arteisense Corporation 取締役CEO
取締役	飯塚健	K u d a n V i s i o n株式会社 代表取締役
取締役	柴田裕亮	株式会社エアトリ 代表取締役
取締役(監査等委員)	美澤臣一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員 株式会社ワンキャリア 社外監査役
取締役(監査等委員)	村井孝行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役
取締役(監査等委員)	小栗久典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー 株式会社ハウテレビジョン 社外監査役

注1. 2021年6月25日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって、鎌田寛之は任期満了により取締役を退任いたしました。

2. 取締役柴田裕亮、美澤臣一、村井孝行及び小栗久典は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 取締役(監査等委員)村井孝行は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために内部監査責任者を置いていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
飯塚 健	取締役	取締役CFO	2021年6月25日

## (2) 責任限定契約

取締役柴田裕亮、取締役美澤臣一、取締役村井孝行及び取締役小栗久典は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額（その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る）であります。

## (3) 補償契約

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提訴された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。但し、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度等を勘案して年額を決定し、その内容は全て固定の基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2021年6月25日開催の取締役会決議に基づき代表取締役である大野智弘に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定することを委任しております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（金銭報酬）の額の決定としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役であり、かつ当社の創業者でもある大野智弘が最も適しているからであります。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区	支給人数	報酬等の総額（基本報酬のみ）
取締役（監査等委員を除く）	4名	39,900千円（うち社外取締役 1名 900千円）
取締役（監査等委員）	4名	10,800千円（うち社外取締役 4名 10,800千円）

注. 上記には、2021年6月25日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、上記③のとおり取締役会の委任に基づき代表取締役である大野智弘が決定したものでありますが、取締役会としましては、過年度の報酬等とも比較して当社の業績や当該業績に対する個々人の貢献を踏まえたものとなっており、上記④の決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

## ① 社外役員の重要な兼職等に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先との関係
社外取締役	柴 田 裕 亮	株式会社エアトリ 代表取締役	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	美 澤 臣 一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員 株式会社ワンキャリア 社外監査役	特別な関係はありません。
	村 井 孝 行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役	特別な関係はありません。
	小 栗 久 典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー 株式会社ハウテレビジョン 社外監査役	特別な関係はありません。

## ② 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要及び当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	期待される役割及び主な活動状況
取締役	柴 田 裕 亮	取締役就任後開催の取締役会の全回に出席し、上場会社の財務執行責任者としての豊富な財務及び会計の知見並びに企業経営に関する経験に基づき、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	美 澤 臣 一	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度後開催の監査等委員会の全回に出席し、上場会社の財務執行責任者を含む豊富な財務並びに会計の知見及び企業経営に関する経験に基づき、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	村 井 孝 行	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会の全回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小 栗 久 典	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会の全回に出席し、弁護士・弁理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 28,000千円

当事業年度に会計監査人に支払った非監査業務に係る報酬等の額 一千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28,000千円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び監査報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

### (2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用状況に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

### (1) 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規定を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規定に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規定上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

- (3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規定に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規定に基づいて、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、管理部をリスク責任部門としております。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、部長会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、全ての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査等委員がそれを指定できるものとしております。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものとしております。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

- (8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員に報告するものとします。

監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

- (9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。



(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりとなっております。

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制状況並びに法令遵守の状況については、監査等委員会及び会計監査人と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び監査等委員会に対し、報告を行っております。

監査等委員会は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は必要に応じて代表取締役に報告しております。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、全社員に対しコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。

# 連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
流 動 資 産	754,455	流 動 負 債	125,448
現金及び預金	604,424	買 掛 金	15,249
受取手形、売掛金及び契約資産	89,647	契 約 負 債	14,438
営業投資有価証券	42,864	未 払 金	16,914
棚 卸 資 産	4,758	預 り 金	13,908
そ の 他	12,759	未 払 法 人 税 等	38,158
固 定 資 産	15,694	そ の 他	26,779
有 形 固 定 資 産	0	固 定 負 債	6,716
建物附属設備	0	繰 延 税 金 負 債	6,716
工具、器具及び備品	0		
車 両 運 搬 具	0	負債の部合計	132,164
投 資 そ の 他 の 資 産	15,694	（純 資 産 の 部）	
差 入 保 証 金	15,694	株 主 資 本	719,957
		資 本 金	897,861
		資 本 剰 余 金	2,205,848
		利 益 剰 余 金	△2,382,691
		自 己 株 式	△1,060
		その他の包括利益累計額	△81,972
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△95,256
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,284
		純資産の部合計	637,985
資産の部合計	770,149	負債及び純資産合計	770,149

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		271,959
売 上 原 価		147,310
売 上 総 利 益		124,649
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		557,727
営 業 損 失		433,078
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,498	
補 助 金 収 入	19,725	
為 替 差 益	124,264	
そ の 他	6,147	163,635
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	7,931	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	403,780	
そ の 他	63	411,775
経 常 損 失		681,217
特 別 利 益		
持 分 変 動 利 益	2,320	2,320
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,474,759	
段 階 取 得 に 係 る 差 損	50,183	1,524,943
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,203,841
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		33,288
当 期 純 損 失		2,237,129
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		2,237,129

連結株主資本等変動計算書  
(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,620,355	1,620,355	△ 1,755,918	△ 452	1,484,340
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	887,861	585,492			1,473,353
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失			△ 2,237,129		△ 2,237,129
減 資	△ 1,610,355	1,610,355			—
欠 損 填 補		△ 1,610,355	1,610,355		—
自 己 株 式 の 取 得				△ 608	△ 608
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△ 722,494	585,492	△ 626,773	△ 608	△ 764,384
当 期 末 残 高	897,861	2,205,848	△ 2,382,691	△ 1,060	719,957

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整 勘 定	算 定 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	—	△ 30,227	△ 30,227	4,344	1,458,458
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,473,353
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失					△ 2,237,129
減 資					—
欠 損 填 補					—
自 己 株 式 の 取 得					△ 608
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,284	△ 65,029	△ 51,745	△ 4,344	△ 56,089
当 期 変 動 額 合 計	13,284	△ 65,029	△ 51,745	△ 4,344	△ 820,473
当 期 末 残 高	13,284	△ 95,256	△ 81,972	—	637,985

# 計 算 書 類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	722,594	流 動 負 債	78,778
現金及び預金	309,822	未払金	17,345
売掛金	292,979	預り金	2,182
短期貸付金	61,205	未払費用	7,707
その他	58,588	未払消費税等	13,828
		未払法人税等	37,714
固 定 資 産	120,611	固 定 負 債	125,374
有形固定資産	0	関係会社事業損失引当金	125,374
建物附属設備	0		
工具、器具及び備品	0	負 債 合 計	204,153
投資その他の資産	120,611	(純資産の部)	
関係会社株式	21,568	株 主 資 本	639,052
差入保証金	882	資 本 金	897,861
長期貸付金	1,767,456	資 本 剰 余 金	2,205,848
その他	1,892	資 本 準 備 金	2,205,848
貸倒引当金	△1,671,187	利 益 剰 余 金	△2,463,596
		その他利益剰余金	△2,463,596
		繰越利益剰余金	△2,463,596
		自 己 株 式	△1,060
		純 資 産 合 計	639,052
資 産 合 計	843,205	負 債 及 び 純 資 産 合 計	843,205

## 損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		322,567
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		322,567
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		322,666
営 業 損 失		98
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18,812	
為 替 差 益	93,503	
そ の 他	204	112,521
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	7,931	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	125,374	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	768,076	
そ の 他	29	901,411
経 常 損 失		788,989
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,477,147	
減 損 損 失	247	1,477,395
税 引 前 当 期 純 損 失		2,266,384
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		32,013
当 期 純 損 失		2,298,397

株主資本等変動計算書  
(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	1,620,355	1,620,355	—	1,620,355	△1,775,554	△1,775,554	△452	1,464,704
当期変動額								
新株の発行	887,861	585,492		585,492				1,473,353
当期純損失					△2,298,397	△2,298,397		△2,298,397
減 資	△1,610,355		1,610,355	1,610,355				—
欠 損 填 補			△1,610,355	△1,610,355	1,610,355	1,610,355		—
自己株式の取得							△608	△608
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								—
当期変動額合計	△722,493	585,492	—	585,492	△688,042	△688,042	△608	△825,651
当期末残高	897,861	2,205,848	—	2,205,848	△2,463,596	△2,463,596	△1,060	639,052

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	4,344	1,469,049
当期変動額		
新株の発行		1,473,353
当期純損失		△2,298,397
減 資		—
欠 損 填 補		—
自己株式の取得		△608
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,344	△4,344
当期変動額合計	△4,344	△829,996
当期末残高	—	639,052

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年6月6日

K u d a n 株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	定 留 尚 之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	伊 東 朋

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K u d a n 株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K u d a n 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月6日

K u d a n 株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定留 尚之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東 朋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K u d a n 株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月6日

K u d a n株式会社 監査等委員会  
監査等委員 村井 孝行 ㊟  
監査等委員 小栗 久典 ㊟  
監査等委員 美澤 臣一 ㊟

（注）監査等委員村井孝行、小栗久典及び美澤臣一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

<メモ欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

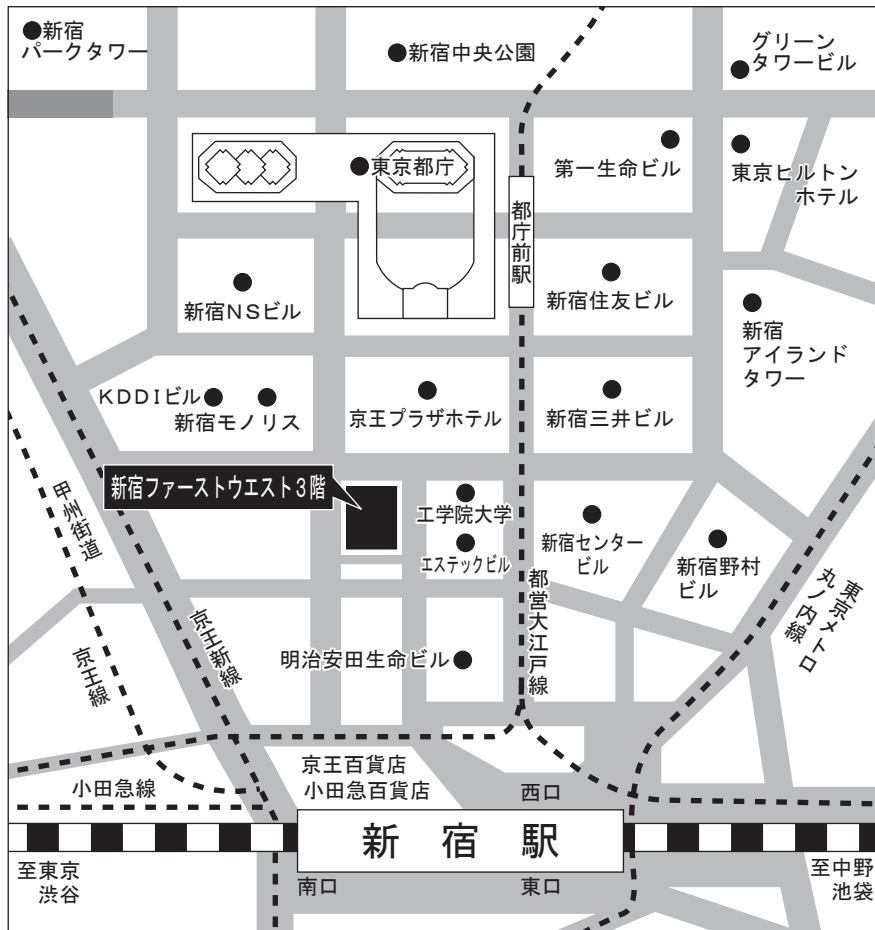
---





# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号  
「新宿ファーストウエスト」3階



(交通のご案内)

J R 「新宿駅」西口 徒歩5分

京王線、小田急線、東京メトロ丸ノ内線、都営新宿線「新宿駅」 徒歩5分